

## オウム真理教をめぐる諸問題に関する庁内連絡会議設置要綱

### (目的)

第1 県内におけるオウム真理教をめぐる諸問題（以下「オウム問題」という。）について、庁内関係部局等相互の緊密な連携を確保し、対応策を検討するため、オウム真理教をめぐる諸問題に関する庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 庁内連絡会議の所掌事項については、次のとおりとする。

- (1) オウム問題に関する情報の収集
- (2) オウム問題に関する対応策の検討
- (3) その他必要と認めること

### (構成)

第3 庁内連絡会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、地域経営局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (会議)

第4 庁内連絡会議は、座長が招集し主宰する。

### (庶務)

第5 庁内連絡会議の庶務は、企画財政部地域政策課において処理する。

### (補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成11年6月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## オウム真理教をめぐる諸問題に関する庁内連絡会議委員名簿

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	企 画 総 務 課 長
	地 域 政 策 課 長
	市 町 村 課 長
総 務 部	文 書 課 長
	学 事 課 長
	税 務 課 長
	管 財 課 長
県 民 生 活 部	県 民 広 聴 課 長
危 機 管 理 防 災 部	危 機 管 理 課 長
保 健 医 療 部	国 保 医 療 課 長
産 業 労 働 部	産 業 労 働 政 策 課 長
農 林 部	農 業 政 策 課 長
県 土 整 備 部	道 路 環 境 課 長
都 市 整 備 部	都 市 計 画 課 長
	建 築 安 全 課 長
教 育 局	小 中 学 校 人 事 課 長
県 警 察 本 部 (公 安 第 一 課)	